

様式第3（第8条関係）

モバイルルータ等継続貸出届

令和 年 月 日

（宛先）北名古屋市教育局

借 受 者	住 所	
	電話番号	
	保 護 者 氏 名	

北名古屋市立小中学校児童生徒用モバイルルータ等貸出要綱第8条の規定により、次年度も継続して貸出しを受けたいので、次のとおり届け出ます。

対象児童又は生徒（次年度の状況を記入）

区分	児 童 生 徒 氏 名	生 年 月 日	在 籍 校	学 年
新規 継続	(ふりがな)	平成 年 月 日	小学校 中学校	年生
新規 継続	(ふりがな)	平成 年 月 日	小学校 中学校	年生
新規 継続	(ふりがな)	平成 年 月 日	小学校 中学校	年生
新規 継続	(ふりがな)	平成 年 月 日	小学校 中学校	年生
新規 継続	(ふりがな)	平成 年 月 日	小学校 中学校	年生

記

貸出要綱（抜粋）

- モバイルルータ等は無償で貸し出すものとする。ただし、通信費及び電気代等のモバイルルータ等の使用に伴い要する費用は、借受者の負担とする。
- モバイルルータ等は児童又は生徒の学習目的以外で使用しないこと。
- モバイルルータ等は、附属品であるモバイルルータ取扱説明書により適切に使用し、常に良好な状態を保つこと。
- モバイルルータ等を処分し、転貸し又は譲渡しないこと。
- 貸出期間が終了したとき又は貸出対象者でなくなったときは、当該事由が生じた日から起算して7日以内にモバイルルータ等を教育委員会に返却すること。
- モバイルルータ等を紛失し、盗難し、故障し、又は毀損したときは、教育委員会に報告すること。
- 借受者は、住所、氏名又は電話番号に変更が生じたときは、教育委員会に報告すること。
- 借受者の責めに帰すべき理由によってモバイルルータ等を紛失し、又は毀損したときは、借受者はその損害を弁償しなければならない。
- モバイルルータ等の使用により、借受者が被った被害及び借受者が第三者に与えた損害に関しては、借受者が賠償の責任を負うものとする。